

広陵町自治基本条例審議会 条文案（団体自治・行政経営ブロック）

アミカケ部分は、第8回審議会（令和2年2月22日（土））で各部会にてご審議いただく部分です。

総則・町民・議会首長 検討ブロック		住民自治・参画と協働 検討ブロック		団体自治・行政経営 検討ブロック	
中川部会長（審議会会長）		清水部会長（審議会副会長）		事務局→全体会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文					
総則	目的	情報	情報公開・共有	行政経営	町政運営の原則
	定義		個人情報保護		総合計画
	基本理念		住民自治のあり方・定義		行政組織
	基本原則		住民自治の原則		財政運営
条例	位置づけ(最高規範)、体系化	住民自治	地域自治組織		法務政策
	見直し		基礎的コミュニティ		法令遵守、公益通報
	運用、第三者機関		参加、参画の権利		(情報公開・共有)
町民	町民の権利と役割、責務	参加・参画と協働	参加、参画と協働の制度		(個人情報保護)
	子どもの権利		参画と協働のまちづくり		説明責任、応答責任
	事業者の役割と責務		計画等への参画		広報・広聴、パブリックコメント
	町民投票		審議機関への参画		行政手続
議会	議会の役割、責務		まちづくり活動への支援		行政評価
	議員の役割、責務、倫理		市民公益活動（NPO）	外部監査	
町長	町長の役割、責務、倫理		連携	危機管理	
町職員	町職員の責務、地域参加			国県自治体間連携	
参加・参画と協働	生涯学習		広域連携		
文化のまちづくり	文化振興、文化権、多文化共生				
	地域資源を活かしたまちづくり				

広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「行政経営」・「連携」条文案

大項目：行政経営

■町政運営の原則

（町政運営の原則）

※ 他自治体（吉野町、西脇市、丹波市、生駒市など）を確認し、この項目では条文案は作成しない（庁内WG法制班）。

理由：基本理念や基本原則に盛り込んでいることや、広陵町としては総合計画や財政運営などに記載するため。

例：丹波市条文

第27条 市は、常に次に掲げることを基本として市政運営を行います。

- （1） 本条例、各種法令規則及び総合計画に基づき、市民一人ひとりの人権を尊重し、民主的かつ公平・公正に行います。
- （2） コスト意識を持ち、効率的かつ効果的に行います。
- （3） 参画と協働の精神に基づき行います。
- （4） 市政に関する情報を市民と共有し、透明性の高い市政を推進します。
- （5） 長期的視点に基づき市政を運営します。

■総合計画

（総合計画）

第〇〇条 町長は、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定する。

2 町長は、個別計画を策定するときは、総合計画との整合性を図らなければならない。

3 町長は、総合計画について町民の参画を図り、その進行管理を適正に行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを図らなければならない。

■行政組織

（行政組織）

第〇〇条 町は、社会情勢の変化に柔軟に対応し、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、組織の横断的な調整に努めなければならない。

2 町長は、組織及び町職員の能力が最大限に発揮できるよう、町職員の適切な任用及び適材適所の人材配置に努めなければならない。

■財政運営

（財政運営）

第〇〇条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、財源を効率的かつ効果的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 町長は、町民が予算及び決算を具体的に把握できるよう公表しなければならない。

3 町長は、社会経済情勢の動向を踏まえ、中長期的な財政見通しを作成し、公表するものとする。

■法務政策

(政策法務)

第〇〇条 町は、地域課題に対応し、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法と法令解釈に関する自治権を積極的に活用しなければならない。

2 町は、条例、規則等の整備や体系化に努めなければならない。

■法令遵守、公益通報

(法令遵守及び公益通報)

第〇〇条 町は、常に法令を遵守し、町政運営の透明性の向上を図るとともに、町政を公正に運営しなければならない。

2 町長等は、町政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する制度について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■説明責任、応答責任

(説明責任及び応答責任)

第〇〇条 町は、町政運営における政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における過程及び結果について、町民に分かりやすく説明しなければならない。

2 町は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。

■広報・広聴、パブリックコメント

(広報・広聴、パブリックコメント)

第〇〇条 町は重要な条例の制定並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見、提案を広く求めなければならない。

2 町は、広報・広聴を実施するに当たっては、多様な手段をとるとともに、分かりやすく表現するものとする。

■行政手続

(行政手続)

第〇〇条 町は、町民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導、法令等に基づく届出に関する手続について、透明性の向上を図り、公正かつ迅速に行わなければならない。

※ 別に定める条例とは「広陵町行政手続条例」であり、情報公開条例や個人情報保護条例と同様、全国的に一律に定めている条例である。

■行政評価

(行政評価)

第〇〇条 町長等は、効果的かつ効率的な町政運営を進めるため、町の政策等について行政評価を実施し、その結果について、町民にわかりやすく公表するとともに、町民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。

2 町長等は、前項の評価結果について、総合計画の進行管理並びに予算、事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければならない。

3 町長等は、行政評価を行うに当たっては、必要に応じて町民、専門家の意見を聴く機会を設けることができる。

■外部監査

(外部監査)

第〇〇条 町は、行財政運営の効率化及び健全化を進めるために、外部監査制度その他の監査に関する制度の整備しなければならない。

■危機管理

(危機管理)

第〇〇条 町は、災害発生等の不測の事態に備え、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備しなければならない。

2 町は、前項の危機管理体制を強化するため、町民及び関係機関との連携、協力を図らなければならない。

3 町民は、災害発生等においては、自らを守る努力をするとともに、その重要性を認識し、相互に協力するよう努めるものとする。

大項目：連携

■国県自治体間連携・広域連携

(広域連携)

第〇〇条 町は、国、県及び他の地方公共団体と対等の関係にあることを踏まえ、自立した自治体運営を目指すとともに、共通の課題又は広域的課題を解決するため、これらと相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

2 町民及び町は、他の地方自治体の住民との交流や連携の取組みを通じ、互いに学び合い、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。